

首里方言の命令表現にかかわるモダリティ

崎原, 正志

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

琉球の方言 / 琉球の方言

(巻 / Volume)

41

(開始ページ / Start Page)

59

(終了ページ / End Page)

89

(発行年 / Year)

2017-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00014496>

首里方言の命令表現にかかわるモダリティ¹

崎原正志

要旨

本稿は、首里方言の行為要求文²のうち、命令文に焦点をあてて、命令文のモダリティについて詳しく論じることを目的とする。首里方言の命令形には、基本的³な形式としてci形式とce:形式のふたつがある⁴。現代首里方言では、ce:形式が命令文を形づくる最も基本的な形として位置づけられる。ci形式は、そのままの形でも用いられるが、多くは、終助詞jo:を後接させたcijo:という形で用いられ、このcijo:形式は幾分聞き手に配慮した言い方となる。ce:、ci、cijo:のみつつの形式の他に、wa形式がある。wa形式は、主に命令形がciやce:という形であらわれないいくつかの特定の動詞（主にtɕu:n「来る」）の命令形として用いられる。

本稿では、ce:形式とcijo:形式を中心に、これらの形式を含む文が表すモダリティ（文の機能）について明らかにしたことを述べる。また、これらの形式を含む文が表すモダリティについて明らかにするためには、話し手と聞き手の関係、動作の実行によってもたらされる利益性、動作への意向や希望、どのような動詞が使われているか（語彙的な意味・意志性・抽象性）、動作主体は誰かなど、様々な観点から分析する必要があることを示す。

1. はじめに

〈命令〉と場面状況的なニュアンス・意味あい⁵

次にみるように、ce:形式、cijo:形式、ci形式、wa形式を述語に含む文は、ニュアンスに程度差はあるが、いずれも命令文を形づくることができる。尚、用例は簡略的な音声表記（IPA：国際音声記号）で記す⁶。

¹ 本研究は、日本学術振興会科学研究費補助金「琉球語首里方言のモダリティ－実行・叙述・疑問のモダリティ－」の助成を受けている。

² 本稿では、行為要求文という用語を、動作主体が二人称である命令文と、動作主体が聞き手を含んだ一人称である勧誘文というふたつの文の総称として用いる。

³ ここでいう「基本的」とは、命令の形式が命令文を形づくるという形態論上の理由だけでなく、使用頻度が高いという理由からも判断される。

⁴ ci形式やce:形式などというのは、最も基本的なふたつの命令形式を動詞sun（する）で代表したものであり、抽象的・名付けのなものである。例えば、ʔikun（行く）なら、ci形式がʔiki、ce:形式がʔike:となるように。

⁵ 〈〉は、形式や文の具体的な使用場面における文法的な意味あいや機能を一語あるいは数語で用語化したものを明示するために用いる。

⁶ 音環境によって多少変化するが、基本的に、シャ行音をɕ（無声歯茎硬口蓋摩擦音）で、ラ行音をnの前ではl（そり舌側面接音）、それ以外ではr（歯茎はじき音）で書き表す。尚、音声は筆者の聴覚的な判断によるもので、音響学的な調査は行っていない。詳細は今後の課題である。

- 1) ɸe:ku ʔirabe: 早く 選べ。
 2) duɕe: ʔju: ʔirabijo: 友達は よく 選べよ。
 3) ɸe:ku ʔirabi. 早く 選べ。
 4) ɸu:saru munjara ʔirabiwa. 欲しい ものから 選べ。

これらの形式（を含む文）がどのように使われているのか、それぞれがどのようなモダリティを実現しているのかについて分析したところ、命令文にも様々なヴァリエーションがあり、また〈命令〉というモダリティだけでなく、〈勧め〉や〈許可〉といった場面状況的なニュアンス・意味あいを含んだモダリティをも表せることがわかった。結論を先に述べると、以下の表のようにまとめられる。

表1 ce:形式とcijo:形式の〈命令〉のモダリティ

強制	利益性	〈命令〉としての機能	形式	付加された機能	形式
強 ↑ ↓ 弱	聞き手不利益あり	〈強制〉	ce:, ci (古)	+〈罵倒〉	ci k ^w e:wa
		〈指示1〉	ce:, ci (古)	+〈同意=念押し〉	ce:ja:
	〈要求〉 聞き手不利益 ニュートラル	〈違反矯正〉	厳しく ce: やさしく cijo:	-	-
		〈指示2〉	cijo:	+〈同意=念押し〉	cijo:ja:
		〈丁寧な命令・促し〉	cimiso:re: cimiso:rjo: cimice:bire: cimice:biri cimice:birijo:	-	-

表1の用語の説明：

強制（力）：話し手から聞き手へ伝えられる「動作の実行に対する強制的な態度の度合い」のことを指す⁷。

利益性：動作の実行の実現により生じる利益あるいは不利益のことを指す。命令文（動作の実行を要求する文）は、話し手が望む動作を聞き手に働きかけて仕向ける文なので、原則、話し手側にいつも利益がある。しかしながら、命令形が用いられていたとしても常に命令文になるわけではない。利益の有無および聞き手にも利益あるい

⁷ 拘束力とも呼ばれ、酒井（2012）では「拘束力が強い場合は、聞き手に行為の実行についての決定権はなく、弱い場合は聞き手に行為の実行権がある」と説明がなされている（p.20）。

は不利益がおよぶかどうかによって、文の意味あい・機能が変化する。

機能：具体的な使用場面におけるプラグマティカルな意味あい・機能のことを指す。命令文では、〈命令〉という土台的な意味（あるいはセマンティカルな意味）に、〈要求〉や〈勧め〉といった意味あいが付け加わる。〈要求〉の文は、強制力と利益性の観点からさらに〈強制〉や〈指示〉などに細分化される。

付加された機能：命令形式の後ろにさらに終助詞やその他の文法化した諸形式が付加されて、それと同時に文に付加される別の意味あいや機能のこと。例えば、〈命令－強制〉の文にk^we:waという形式が付加されて、〈罵倒〉という意味あい・機能が付け加わり、〈命令－強制－罵倒〉となる等。

このような場面状況的なニュアンス・意味あいは、下記に示す通り、発話にかかわる場面状況的な要素・条件のあり方によって、変化することも明らかになった。

①話し手と聞き手との関係

- ・話し手は聞き手より目上か目下か
- ・話し手と聞き手の性別
- ・話し手と聞き手が知り合いかどうか（どのくらい親しいか）
- ・話し手と聞き手の制度的階級（貴族・士族・平民）
- ・話し手と聞き手の社会的階級（職業など）

②動作の実行によってもたらされる利益性

- ・話し手に利益あるいは不利益がある行為か
- ・聞き手に利益あるいは不利益がある行為か
- ・利益性はニュートラル

③動作への意向や希望

- ・聞き手がさきに行為の実行に対する意志・意向・希望を示しているかどうか

④どのような動詞が使われているか

- ・動詞の語彙的な意味
- ・動詞の意志性・無意志性
- ・動詞の具体性・抽象性

⑤動作主体は誰か

- ・聞き手（二人称）
- ・話し手も含む（一・二人称）
- ・不特定多数
- ・無情物

⑥働きかけの効力（行為の実行はいつ行われるべきか）

- ・発話直後、今
- ・必ずしも発話直後でなくてもよい。いつ実行すべきかが文脈の中で示されている。

⑦場面や発話状況

- ・行為の実行が行われる前か最中かその後か
- ・話し手の望まない聞き手による違反・逸脱行為

⑧時代背景や場面設定

- ・現代社会か、琉球王朝時代か、芝居か、など

本稿では、このような様々な観点から、首里方言が用いられている会話テキスト、芝居の脚本、民話の語りなどにみられる*ce:*、*ci*、*cijo:*、*wa*形式を述語に含む文を分析の対象とし、これらの文のモダリティについて明らかにしたことを詳細に記述する。尚、用例が不足していて、モダリティ分析に差し支えがないと判断される場合に限って、首里方言の近隣方言（那覇方言・久米方言・泊方言）や、首里・那覇方言をベースとした芝居言葉などの用例も用いる。

2. 〈命令〉

本稿でいう〈命令〉とは、「話し手が聞き手に働きかけて、話し手の観点から望ましく思う動作の実行を、聞き手に求める」ことを指す⁸。だれにどのように働きかけて、どのくらい求めるのか、場面や文脈によって、強制的なものから、非強制的なものまで命令文といっても様々である。以下では、まず*ce:*形式が用いられる、強制的かつ聞き手の利益にならない典型的な命令文からみていき、その次に、*ci*形式の命令文について述べたあと、*cijo:*形式の命令文およびその他の命令文のヴァリエーション、最後に〈命令〉から派生した〈勧め〉や〈許可〉の文について述べる。

2.1 *ce:*形式の文による〈命令〉

*ce:*形式は、聞き手の意向を無視した、一方的で、聞き手利益のない〈強制的な命令〉の文で用いられることが多い。例えば、次の用例の話し手Aの発言は、聞き手に対して行為の実行の決定権を全く与えない強制力の非常に強い命令文である。行為の実行は聞き手にとって利益のない、むしろ不利益なものである。ここでいう不利益には、聞き手へ不快感を与えるかどうか含まれている。聞き手にとって不利益な命令文は、同時に不快感も与える。

⁸ 本稿でのこの規定は、村上（1993）の命令文のモダリティの規定に従ったものである（p.68）。

5) [親Aと子Bの会話。子BはAに勘当される]

A: ?ja: t̄cira: 'n:dzibuçikun ne:n. お前(の) 顔は 見たくも ない。
nama çigu ?ndziti ?ike:. 今 すぐ 出て 行け。
B: ?u: ?ndziti ?itçabi:sa. ええ。出て 行きますよ。《調査》

6) [乱暴な男Aに、女Bが優しく接してくれたらうれしいのにとこぼすが]

A: ?ja:ga ?wi:rikisatin お前が 嬉しくても
'wanne: ?wi:rikiko:ne:n. 俺は 嬉しくない。
kuçamuni:ja 'wan²mmaridu 'jakutu 口が荒いのは 生まれつき だから
kune:to:ke:. 我慢しておけ。
B: ?ançe: na: 'jutasai:sa. それでは もう 結構です。《実践：45》

聞き手利益の観点からは、聞き手に不利益（不快感）を被らせるものと、必ずしもそうではないものに分けられる。次の用例も、話し手が聞き手に対して行為の実行を要求している命令文であるが、聞き手利益の有無に関しては、上の用例ほどはっきりしていないし、聞き手へ不利益・不快感を与えるかどうかに関してはニュートラルである。単に、聞き手に行為の実行を〈要求〉し、〈指示〉を与えている。このように、聞き手の利益・不利益よりも、話し手側に利益があるか、話し手が行為の実行を強く望んでいるような場合、〈指示〉的な命令文となる。また、「立て・捕まえろ・読め」のような具体的な動作を表す動詞や、「急げ・手伝いしろ・挨拶しろ」など一連の具体動作をまとめた動詞を述語におく。行為の実行は即時行われるのが普通である。

7) mi:nu kensa hadzimi:ndo:. 目の 検査 始めるぞ。
makate: to: kumaŋkai tate:. マカテー さあ ここに 立て。《実践：48》

8) [女Bが重い物を持っているので、手伝いを申し出る男A。Cは現場監督の男]

A: ?e: 'inagu. t̄cibi katçimitin çimmi. おい 女。端(を) 捕まえても よいか。
B: ?u: katçimiti k^wimiso:re:. はい。捕まえて 下さい。
C: ?ja:n katçimire:. お前も 捕まえろ。
D: 'wanne: gute:nu 'jo:sanu naibiransa:. 私は 力が 弱いので できませんよ。

《実践：38》

9) A: kunu maŋga: ?umusando:. この 漫画 面白いよ。
B: ?ançe: kumaŋkai karaci. じゃあ こっちに 貸せ。

(2.6 「wa形式」も参照)。

- 13) ɕiguni 'jutanu ʔabasa:mme: ʔuntɕike:ɕi. すぐに ユタの アバサー婆さん(を) お連れしろ。《猿》
- 14) tɕu:ja ʔuri ʔimacimisundi ʔitɕi tɕan. 今日(は) それ(を) 戒めると 言って 来た。
masan[u: kumaŋkai 'jubi. マサンルー 真三郎(を) ここに 呼べ。《芝居:542》
- 15) ʔance: ɕiguni ka:mi:tu ɕuka ʔe:dziɕci では すぐに カーミーと 他(を) 呼んで
sa:ru: so:ti ku:ntɕi tɕike: 'jaraci. 猿(を) 連れて 来いと 遣いに やれ。
《猿》
- 16) ʔitta:n tɕitɕaru tu:i ʔo:nu b'o:tɕe: お前達も 聞いた 通り 王の 病気は
sa:ru:nu namadzimuɕidu no:juru. 猿の 生肝でしか 直らない。
'jati ʔuri tuti ku. だから それ(を) 取って 来い。《猿》
- 17) A:kunu maŋga: ʔumusando:. この 漫画 面白いよ。
B: ʔance: kumaŋkai karaci. じゃあ こっちに 貸せ。
A: na:da 'jude:uran. ʔifɕuta: mati. まだ 読んでない。ちょっと 待て。
《入門:18》
- 18) 'wakasaininu nandze: ko:tin ɕci. 若い時の 難儀は 買っても しろ。《諺》
- 19) ʔja:garu katɕimirindi ʔitae:sani. お前が 捕まえろと 言ったじゃないか。
《実践:38》
- 20) 'wa:ga ʔawatirindi ʔi:ne: ʔuɕe: ʔawatire:. 俺が 急げと 言ったら 少しは 急げ。
《実践:29》

現代首里方言では、ɕi形式は時代の変化とともにɕe:形式に取って代われ、実際の会話において強制力のある命令文としては、ɕi形式よりもɕe:形式を含んだ文の方がもっぱら用いられる。また、次の終助詞jo:が付いたɕijo:形式も多用される。

2.3 ɕijo:形式の文のよる〈命令〉

〈命令〉の文においてɕe:形式の次によく用いられる形式は、ɕi形式に終助詞jo:が付いたɕijo:形式である。終助詞jo:は命令文につくと、聞き手への〈強制〉という意味あいを弱め、直接的な命令を避けさせるはたらきがある。したがって、ɕe:形式に比べて、聞き手を配慮したやわらかい命令表現になる¹⁰。

¹⁰ 終助詞jo:は、命令文と叙述文につく場合とで文のモダリティがだいぶ異なる。崎原(2015) やかりまた(2016)も参照されたい。

例えば、次の用例では、〈指示〉的な命令を表す場合に*cijo*:形式が用いられている¹¹。ce:の文と比べると、強制的なニュアンスは弱く、押しつけがましさを伴わない。聞き手に対する不利益性もほとんどなくなり、ce:の文と比較すると同じ〈指示〉的な命令でも、動作の実行をうながす〈促し〉の文に近くなる。〈促し〉の文では、動作の実行を促すだけで、聞き手への強制的な態度はあまり感じられない。

21) [試験場に試験官が入ってきて説明を始める。]

A: to: 'nna 'wanga ʔici 'ju: ʔci:kijo:. さて 皆さん 私が 言う事 よく 聞けよ。
(誰も返事しない)

A: ʔidzin sanna:. 返事も しないのか。《実践：45》

22) A: ciguni 'jutanu ʔabasa:mme: すぐに ユタの アバサー婆さん(を)

ʔuntɛike: ci. お連れ しろ。

B: ʔance: keitaiɛci me:ru ʔutau:. それじゃ 携帯で メール 打とうっと。

A: ʔan ʔicin ʔami. ʔja:ja ha:e:nati そんな 言い方も あるか。お前は 走って
ʔndzi ku:wa. ʔawatirijo:. 行って 来い。急げよ。

B: ʔu:. はい。《猿》

次の用例は、常識や規則に違反した時、あるいはその直後に用いられる〈違反矯正〉の命令文であるが、このようにやさしめに諭すように言う場合は、*cijo*:形式が用いられる¹²。

23) A: 'wanne: sutumitimun kamanjoi ciken 私は 朝飯(を) 食べないで 試験(を)

ʔuki:ga ʔco:ibi:kutu subag^wa: ti:ʔce: 受けに 来ましたので そば 一つだけ

kadi ku:naja:ndi ʔumuto:ibi:ciga 食べて 来ようかと 思っています

'jutasaga ʔaibi:ra. よろしいでしょうか。

B: ʔe: ni:ce:. ʔuʔe: kangeti munu ʔirijo:. おい 若造。少しは 考えて もの 言えよ。

kuma: ma:ndi ʔumuto:ga. ここは どこだと 思ってるか。

cikendzo:du 'jando:ja:. 試験場 だぞ。《実践：47》

¹¹ 高木(2009)では、発話場面においてどのような意味を持っているかという観点から、命令文を〈指示〉〈現場指示〉〈違反矯正〉〈確認的指示〉の4つのタイプに分類している(同上:110)。ここでは、〈指示〉〈現場指示〉を区別せず、全て〈指示〉的な命令に含めている。

¹² 〈違反矯正〉の命令文とは、「すでに実行されているべき行為がまだ実行されていないという違反を正そうとするもの」である(高木2009:110)。

次のcijo:形式を伴った〈違反矯正〉の例と、その次のce:形式を伴った〈違反矯正〉の例を比べてほしい。これらふたつの文を比べると、cijo:形式が聞き手を配慮したいいい方で、ce:形式が強制力の強い命令文として用いられていることがはっきりする。これらふたつの用例は同じ登場人物・同じ場面で用いられていて、前者のあとに後者の発話が展開される。前者で一度、cijo:の文を用いて諭すように注意したのにも関わらず、注意を守らなかったため、後者の発話ではce:形式を用いた強制的な命令文となっている。

24) [横暴な試験官と受験者のやり取り]

- A: 'wan̩ga ʔiçi t̩çikari:mi. t̩çikari:ra: 私 が 言う事 聞こえるか。聞こえるなら
ʔire:φid̩z̩in sawadu ʔjaru. 返事ぐらい するべきだろう。
- B: nu:ga nu:n̩t̩çisai. なぜですか。
- A: ʔai kuniça:ja subakara ʔattaʔabi:ei: おい この野郎 横から 急に話かけ
kʷati çit̩sumon ʔjara: ti: ʔagiri:jo:. やがって 質問 なら 手(を) 挙げろよな。
- B: ʔunige:sabira. ti: ʔagito:ibi:ndo:. お願いします。手(を) 挙げていますよ。

《実践：46》

25) [Aが手を挙げずに質問しようとする]

- A: ʔe:sai. あのう。
- B: ʔane kuniça: mata ʔattamuni: çikʷati おい こいつめ。また 急に 話やがって
ti: ʔagitikara ʔire:.. 手(を) 挙げてから 言え！
- A: kissakara ti: ʔagito:ibi:çiga ʔund̩zo: さっきから 手(を) 挙げてますが 貴方は
ʔanu ʔumani:ŋkai mu̩t̩çikʷa:tti 'wan̩ga あの 姉さんに 夢中で 私が
ti: ʔagitin 'n:d̩z̩in sabiramunnu. 手(を) 挙げても 見も しませんですもの。

《実践：47》

次にみるように、話し手が自分の家に聞き手を招くような〈招待〉の文でもcijo:形式が用いられやすい。〈招待〉の文は、行為の実行を勧めているようにも感じられるが、聞き手にとって利益があるかどうかというよりも、話し手がそれを望んでいる要素が強く、命令文や勧誘文といった聞き手に働きかける行為要求文に近い。聞き手利益のある〈勧め〉の文とはとりあえず区別し、命令文の下位に位置づけておく。

26) [道でばったり会うAとB。用事を済ませたらAの所に寄るようBに言う]

- A: muduine: ʔut̩çi t̩çi ʔjukuti ʔut̩cande: 戻ったら うち 来て 休んで お茶でも
nudi ʔikijo:. 飲んで 行って。
- B: ʔu: niφe:de:biru. はい ありがとうございます。《全国：278-279》

- 27) A: nage: nunt̃ci ʔugami:gan
 ʔju:ci:riju:sabiran ʔusuri ʔitt̃co:ibi:n.
 B: ʔn: 'nna ʔit̃cunasa sukutuja:.
 ʔiφina: ku:jo:.
 A: ʔu: cidu:gaφu:.

長いこと お顔(を) 拝見しにも
 来れませんか 申し訳 ございません。
 ああ みんな 忙しい かな。
 たまには 来なさい。
 はい。ありがとうございます。

《方談10 : 255-256》

次の用例は、標準日本語における上昇イントネーションを伴った「今度は～しろよ↑」のような命令文で、出来事が終わって後に、次回同じような場面があれば、二度と同じあやまちはくり返さないように釘をさしている場合の用例である。このような時にも、ふつう、cijo:形式が用いられる。調査協力者の内省によれば、この場合、ce:形式は非常に使いづらい。

- 28) [聞き手が公演中に私語をしていた。その時は注意できなかったので、公演後に呼び出して、今後、似たような場面のときはちゃんと話を聞くように注意する]
 namakara: ʔju: t̃cikijo:.
 今度からは よく 聞けよ↑ 《調査》

2.4 ce:ja:, eijo:ja:形式

ce:形式やeijo:形式は、さらに終助詞ja:を後接させることができ、ce:ja:やeijo:ja:となる¹³。ce:やeijo:の文の意味あいには終助詞ja:の意味あいがさらに付加されて、〈念押し〉といった意味あいを表すことができる。ce:ja:やeijo:ja:の文のモダリティを理解するためには、ce:とeijo:の文が表せる全ての意味あいに関する理解が必要なため、本稿の一番最後に述べることにする（したがって、詳細は論末の8.「ce:ja:, eijo:ja:の文のモダリティ」を参照されたい）。

2.5 miɕe:nを伴ったce:, eijo:, ei形式の〈命令〉

k^{wi}:n (くれる) や turasun (やる) などの授受補助動詞のつかない、述語に尊敬を表すmiɕe:nを伴った命令文は、聞き手との関係のなかで聞き手を敬う場面で用いられる。見つかった用例のうち、聞き手が目上であったり、階級が上位であったりするなどの社会的・文化的な制限が加わるケースがほとんどであるが、実生活では、親しさや個人の性格などより個人的な事情が関わる場合もある（3.4も参照）。

¹³ 命令のei形式に直接ja:が後接することはない。また、ce:ja:形式は引用節で用いられる時、一人称主語をとって話し手の〈決意〉などを表すが、今回はこれについては触れない。
 例) na: t̃cut̃cibai ce:ja:ndi ʔumuibi:n. もう 一頑張り しようかと 思います。

聞き手を敬う文脈や場面上、強制力は弱まり、ほとんど〈要求〉や〈強制〉の意味あい
はなくなるか、弱くなる。多くの場合、〈丁寧な行為の実行の促し〉を表すが、〈要求〉を
表したとしても、聞き手に配慮しながらの〈丁寧な行為の実行の要求〉を表す。mice:nを伴っ
た命令文にも、ce:形式、cijo:形式、ci形式がある。それぞれ、miso:re:、miso:rijo:、miso:ri
となる。さらに、丁寧さを表す接辞-ibi:nがついたmice:bire:、mice:birijo:、mice:biriという
形もある。

2.5.1 ꝑimiso:re:形式の〈命令〉

次の用例は、王様が病にかかったので、ユタであるAに王様の臣下であるBが王様の健
康祈願をお願いしていて、BがAに急ぐようにせかしている場面である。AとBの年齢に関
しては、原文からはあきらかではないが、専門的な知識をもったユタ（民間の祝女）であ
るAに対して、王様の臣下であるBはcimiso:re:を伴った命令文を用いている。ここでは、
王様の容体がよくないため、急いでほしいというきもちから聞き手に急ぐよう促している。

29) [話し手B: 王様の臣下 → 聞き手A: 王様の病を診るようお願いされたユタ]

A: ꝑa:ja ꝑansuka ꝑi:ŋci ꝑukatci nu:ga	お前は そんなに 息(を) 切らして どう した?
gudzira:ja ma:cigata:du 'jarui.	グジラ王は 死にそう なのかい。
B: ꝑane: ꝑaibiransa. ꝑisudzimiso:re:.	そうでは ありませんよ。お急ぎなさい。
A: ŋcu:ja mo:kirari:satai.	(独り言で) 今日 儲けそうだな。
B: ꝑe:tai ꝑundzo: ta:tu munu ꝑiŋco:gatai.	あら 貴方は 誰と 話してるの。
<u>ꝑawatimiso:re:</u> .	<u>お急ぎなさい。</u> 《猿》 ¹⁴

次の用例は、熟年夫婦の会話である。妻Aが夫Bに対してcimiso:re:を伴った命令文を用
いている。昔の首里の家庭内での地位は妻（女性）よりも、夫（男性）の方が高かったよ
うである¹⁵。したがって、妻から夫へ行為の実行の要求、あるいは行為の実行を促すときは、
敬語を使用していた。

¹⁴ ꝑisudzun（急ぐ）とꝑawati:n（慌てる）は両方とも意志動詞として命令形をとり、命令文で用いられる。
ꝑawatire:（慌てる/急げ）のようにꝑawati:nの方が口語ではよく用いられる。

¹⁵ 調査協力者によれば、首里では、妻が夫より年上であっても、敬語を用いたという。また、士族・平
民など階級に関係なく、そうであった。

30) [話し手B: 妻 → 聞き手A: 夫]

A: ʔariari. 'watta: ʔaja:jo: 'wadzinnajo:.	あらあら 俺の 母さんたら 怒るなよ。
B: 'wadzi:n sabiran 'warain sabiransa.	怒りも しないし 笑いも しませんよ。
ʔe:ku na: ʔit̪ci t̪cikacimiso:re:.	早く もう 言って <u>聞かせてくださいな</u> 。
A: ʔaja: 'wan̪ga kissakara kuma	母さん 私が さっきから ここ(を)
kat̪cimiso:ci 'n:t̪co:mi.	捕まえてるの(を) 見ているか。《実践：30》

次の用例では、道で遭遇した女Aと男Bの会話である。一貫として女は男に対して敬語を使用し、男は女にぞんざいな物言いをしている。話の冒頭で、男は女をʔumani: (姐さん)と呼び、女は男をʔat̪ci:tai (おにいさん)と呼んでいるが、文脈からは具体的な年齢ははっきりしない¹⁶。ただし、男は無職だが首里の士族の家柄だと明かしていて、女の職業は商人だという。社会的に男性の方が上位だということと、家柄や職業的な要因がかかわっているのだと考えられる。ここでは、AはBに配慮しながらも、行為の実行を要求している。

31) [話し手A: 女 → 聞き手B: 男]

A: ti: ʔut̪cukuru: so:ti 'jumuduiguʔcinu	手を ポケットに 入れて 口角が
takkʷi:ruka na: 'juntaku ci:miso:t̪ci.	ただれる程 おしゃべり しなさって。
ʔmma <u>dukinamiso:re:</u> .	そこ <u>おどきなさい</u> 。
B: ʔaja:ja t̪ci:so:nu ʔarasanu...	お前は 気が 荒すぎる。《実践：38-39》

次の用例では、お店の売り手が道行く人に商品を買うように促している。そのような時、ci:miso:re:形式を用いている。不特定多数のひとに呼びかける場合は、このように敬語を用いるのがふつうである。

32) [お店の人が道行く人に声をかける]

'jassaibi:ndo: <u>ko:miso:re:</u> .	安いですよ。 <u>お買いになれ</u> ¹⁷ 。《入門：44》
-------------------------------------	---

2.5.2 ci:miso:rijo:形式の〈命令〉とci:miso:ri形式

ci:jo:形式がmice:nを伴っている場合も、聞き手が話し手よりも目上か、社会的地位の高いものに対して用いられていた。ただし、-ibi:n/-abi:nを伴わず、授受補助動詞も伴わない

¹⁶ ʔumani:もʔat̪ci:も士族のものに対して使用する呼称。

¹⁷ 標準日本語では「買って下さい」または「買った買った！」くらいの意味である。

ci形式がmice:nを伴うかたち (cimiso:ri) を見つけることができなかつた¹⁸ (つまり、?imiso:riや?cimiso:riというかたちではあらわれにくい)。多くの場合、終助詞jo:を伴った cijo:形式 (cimiso:rijo:) であらわれる。行為の実行の〈要求〉や〈促し〉として用いられる。

33) A: sari ?uŋci:na:ŋkainu huninu nama もし 沖縄への 船が 今
 ?ai:bi:ciga kuri nugaci:ne: mata hune: ありますが これ(を) 逃せば また 船は
 ?iŋci:ga ?ara 'wakajabiranciga いつ あるか わかりませんが
 ŋci: sabi:ga satunu:ci. どう しますか 里^{サトウ}之^{スシ}子。
 B: cigu ?iŋci:gutu 'jutaci:ku kanŋe:ti すぐ 行くから よろしく
 tura:ci. 頼む。
 A: 'ugado:jabi:n. ?ance: cigu meno:rijo:. 承知しました。それでは すぐ いらして下
さい。《芝居：582》

34) A: ?ure:jo:. それはね…
 B: ?aja:tai. mattŋo:ŋci:mi:rijo:. 姉さん 待って下さい。
 nu:ga nu: mattŋo:kindiga. 何だい 何(を) 待つていうのかい。
 A: ?ai:biran. ?unu atunu kutubanu いえ。その 後の 言葉が
 ŋci:gakai nati nu:gajara 'wanne: 気がかり(に) なって 何だか 私は
 ŋci:munu 'wasamiŋci:ibi:n. 心が 落ち着かないのです。《実践：18》

2.5.3 ?imice:bire:形式の〈命令〉

次の用例では、義母 (平民身分) から娘の夫 (首里出身の役人・士族身分) に向かって cimice:bire:形式の命令文が用いられている。義母は娘の夫に対して、怒った様子で述べているため、押しつけるニュアンスのある?imice:bire:形式が用いられているのだろう。

35) [浮気性の夫が急遽着物を準備してくれと妻に頼むが、都合のいい話に義母が怒って]
 A: to:tai kunu ŋciwa: ?undzo: ?amatani そうだ この 際 貴方は あちこちに
 'inago: 'uibi:ce:. ?unu 'inagunutŋci:kai 女が いるじゃないですか。その 女達に
 ŋcin ciko:racimice:bire:. 着物(を) 準備させなさい。

¹⁸ 授受補助動詞を伴うcimiso:ri形式の文は、芝居において多用される傾向があった。しかし、これらの文は〈命令〉ではなく〈依頼〉の文なので、一例だけ掲示しておく。

A: ?amma: muranu tŋci:uni ?u:ratto:gutu おばさん 村の 人に 追われているので
 kakumati k^winso:ri. 匿って下さい。
 B: kumaŋkai k^wakk^wito:ke:. ここに 隠れておきなさい。《芝居：662》

B: ʔan ʔasaja: ʔamma: to: ʔance: そう だね お義母さん。それ じゃあ
nabema:me:kara ʔndzinda. ナベマーさんから 行ってみよ。《芝居：578》

現代社会においては、首里方言でも、売り手は買い手に敬語を用いるのが通例であろう。しかし、制度的な階級の名残りのある場面においては、必ずしもそうではない。次の用例は、1883年生の女性Aと1889年生の女性Bがお店の売り手と客の役になりきって、演じている会話である。売り手が買い手よりも社会的上位にある場合や、年齢が上である場合などでは、売り手はぞんざいな物言いをし、買い手が敬語を用いることもあった¹⁹。聞き手である売り手に配慮しながら、買い手が売り手に商品を売るように要求あるいは促している。

36) [A: 売り手、B: 買い手]

A: nu: koiga. 何(を) 買うのか?
B: kumaŋkai sagato:ru ʔuʔukʷi: ʔaŋci ここに 下がっている 風呂敷 こんなに
 ʔurasabi:run. ʔiʔime: ʔwanniŋkai きれいなんですもの。一枚 私に
 ʔumice:bire: お売りになって。
A: sandzu:goen ʔaŋci ʔja:ŋkaija 35円 だけど お前には
 sandzu:enci ʔuisa. 30円で 売るよ。《全国：279》

2.5.4 ʔimice:biri形式の〈命令〉

ʔimice:biri形式の〈命令〉でも、聞き手に配慮しながらの〈丁寧な促し〉などを表す。丁寧さを表す-i/abi:nがついて、ʔimiso:ri形式を用いる場面よりも、さらに聞き手を敬う必要がある状況で用いられる。用例が少ないので、さらなる用例の収集は今後の課題である。

次の用例は、芝居のセリフであるが、話し手は聞き手よりも年上の下男である。年齢は年上でも、社会的地位が聞き手よりもだいぶ低く、聞き手は貴族身分である。

37) [話し手: 老僕 → 聞き手: 若按司]

sari ʔwaka:ʔzinume: ʔwaŋga kunu ʔino: さあ 若按司様²⁰ 私が この 辺の
banti so:ʔcabi:gutu nu:n ʔeigake:ja 番人(を) しておきますので 何も 心配は
ʔimiso:raŋgutu ʔju:ju:tu hanacimunugatai なさらずに ゆっくりと お話
ʔimice:biri. なさいませ。《芝居：620》

¹⁹ 『那覇市史資料編（那覇の民俗）』によれば、那覇のヌヌマチ（古着市場）では、那覇士族の女性が物売りとなるケースが多く、ぞんざいな言い方で商売をしていたので、それを嫌う人もいたという（同上：288）。

²⁰ 按司は王子に次ぐ貴族階級の称号である。

次の用例は日常会話の例だが、*cimice:biri*形式が用いられると形式ばった印象を与える。ほとんど、「いってらっしゃい」のようなあいさつ表現に近い形で用いられている。

38) [那覇に仕事で行くと言う夫Aと妻Bの会話。何時に帰ってくるのか尋ねる妻B]

- | | |
|---|--|
| A: denkinu 'ju:irie: ke:tit̃e:n. | 電気の つく頃に 帰ってくる。 |
| B: ʔance: bo:d̃za: 'i:rimun ko:ti
mence:birijo: ʔit̃iban kica:
maciso:ibi:kutu. | それでは 子供の 玩具(を) 買って
いらっしゃい。一番 汽車が
好きですから。 |
| A: ʔn:, ʔn:. | うん うん。 |
| B: ʔance: he:saru ʔut̃ini ke:ti
mence:birijo:ja:. | それでは 早い 内に
帰っていらっしゃいね。 |
| A: ʔn:, ʔn:. | うん うん。 |
| B: to: ʔance: ʔnd̃zimice:bire:. | さあ それでは いってらっしゃいませ。 |
| A: ʔo:, ʔo: ʔance ʔnd̃ziku:. | うん うん。それじゃ 行ってくる。 |
| B: he:ku ke:ti <u>mence:biri</u> . | 早く 帰って <u>いらっしゃい</u> 。 |
| A: ʔn:. | うん。《全国：281-282》 |

2.5.5 *cimice:birijo*形式の〈命令〉

*cimice:birijo*形式の場合も、聞き手に配慮しながらの〈丁寧な要求〉あるいは〈丁寧な促し〉を表す。次の用例は、貴族の会話である。妻から夫に対して*cimice:birijo*形式が用いられていた。聞き手が貴族身分など、聞き手に対してさらに配慮が必要な場合、*-ibi:n/-abi:n*形式を伴った形式が用いられるのだろう。尚、ふたつ目の*cimice:birijo*形式の文は、終助詞*ja:*がついた用例であるが、先述した通り、〈念押し〉という意味あいが付加わっている。

39) [那覇に仕事で行くと言う夫Aと妻Bの会話。何時に帰ってくるのか尋ねる妻B]

- | | |
|--|---|
| A: na:ʔakai ʔnd̃ziku:riwaru 'jaru 'wanne:. | 那覇に 行って来ないと いけない 私は。 |
| B: ʔoto:san na:ʔakai mence:bi:n n:. | お父さん 那覇に いらっしゃるんですって？ |
| A: ʔn na: t̃e:ja d̃ziʔi ʔnd̃ziku:ranto:
narañciga. | うん もう 今日 必ず 行ってこないとい
けないんだが。 |
| B: ʔance: nand̃ziguru ke:mice:bi:ga. | それじゃあ 何時頃 お帰りですか。 |
| A: denkinu 'ju:irie: ke:tit̃e:n. | 電気の つく頃に 帰ってくる。 |
| B: ʔance: bo:d̃za: 'i:rimun ko:ti
<u>mence:birijo: ʔit̃iban kica:</u> | それでは 子供の 玩具(を) 買って
<u>いらっしゃい</u> 。一番 汽車が |

maciso:ibi:kutu.	好きですから。
A: ?n: ?n:.	うん うん。
B: ?ance: he:saru ?utʃini ke:ti	それでは 早い 内に
<u>mence:birijo:ja:.</u>	<u>帰っていらっしやいね。</u>
A: ?n: ?n:.	うん うん。《全国：280-282》

ce:形式とcijo:形式のまとめ

ce:形式とcijo:形式はどちらも〈命令〉を表すが、ce:形式は常に押しつけがましさをとめない、cijo:形式は聞き手に配慮したい方となる。〈命令〉のうち〈要求〉を表す文は、圧倒的にce:の文が多い。又吉（1997）を例にとると、主文に命令形式をもつ文53例のうち、〈要求〉を表すce:の文は、17例（全体の約32%）であった。これに〈勧め・許可・依頼〉の文を含めると、実に39例（約74%）をce:の文が占めていた。cijo:の文は〈要求〉の文が5例（約9%）で、〈勧め〉の文を入れてもわずか7例（約13%）しかなかったが、出来事の事前に指示を出したり、助言や忠告したりする場面が多ければ、cijo:形式の使用例は増えるだろう（尚、ku:waの例は全てce:形式に含めている）。表1を再掲する²¹。

表1 ce:形式とcijo:形式の〈命令〉のモダリティ

強制	利益性	〈命令〉としての機能	形式	付加された機能	形式
強 ↑	聞き手不利益あり	〈強制〉	ce:, ci (古)	+〈罵倒〉	ci k ^w e:wa
		〈指示1〉	ce:, ci (古)	+〈同意=念押し〉	ce:ja:
		〈違反矯正〉	厳しくce:	-	-
			やさしくcijo:	-	-
弱 ↓	聞き手不利益 ニュートラル	〈指示2〉	cijo:	+〈同意=念押し〉	cijo:ja:
		〈丁寧な命令・促し〉	cimiso:re: cimiso:rijo: cimice:bire: cimice:biri cimice:birijo:	-	-

命令表現にはこの他に、次に示すようにwa形式がある。主に不規則動詞の命令形に用いられる。

²¹ 尚、表1は上で述べたことをわかりやすく示すためのめやすであって、多少のずれはある。例えば、cijo:形式を語気をつよめて用いた場合、ce:形式と同じくらい強制的な意味合いが伴うこともある。

2.6 wa形式

wa形式は、主に不規則動詞 $\widehat{t}cu:n$ や k^wain などの命令形として用いられるが、規則動詞の命令形としても用いられる。ku:wa (来い)、 $k^we:wa$ (～(し)やがれ)、 ?irabiwa (選べ)、 ?i:wa (言え) という形が見られたが、用例のほとんどがku:waでの使用だった。

動詞 $\widehat{t}cu:n$ は変則的な活用をするため、命令形がku:となり、 $ce:$ や $ci:$ のかたちを取らない(あるいは語尾が $-e:$ や $-i:$ を取らない)。ku:という形は、他の動詞の ci 形式に相当すると考えられ、wa形式であるku:waという形は、他の動詞の $ce:$ 形式に相当すると考えられる²²。なぜなら、ku:waは使用頻度が高く、ku:は芝居など改まった場面で用いられる傾向があるからである。

つまり、不規則動詞の場合、wa形式が $ce:$ 形式の代わりとなって、命令文で用いられやすい。また、〈強制〉のような意味あいから〈勧め〉に近い意味あいを表すwaの文もあるため、必ずしも〈強制〉や〈要求〉といった命令の意味あいを強めたり、〈蔑み〉を表すようなものではないと思われる。ある特定の聞き手との関係の中で、文を伝えるという終助詞のはたらきを担っているのだとすれば、「上から物を言う」という話し手の態度があらわれているのかもしれない。「上から物を言う」という話し手の態度がそのまま〈蔑み〉のようなネガティブな意味あいに繋がるわけではないが、そのようなニュアンスがあるために、時々あるいはしばしば、〈蔑み〉や〈罵倒〉、〈強制〉といった意味あいと共起するのだろう²³。

強制力の強い〈要求〉

- | | |
|--|---|
| 40) ha:e:nati <u>?ndziku:wa</u> . ?awatirijo: . | 走って <u>行って来い</u> 。急げよ。《猿》 |
| 41) A: 'jasa. ?arandi ?umuira:
' ja:kai ?ike: .
B: cikeno: $\widehat{t}ca:$ naibi:gaja: .
A: na: $\widehat{t}cu:ke:n$ <u>ku:wa</u> . $\text{?atca}nasa$.
B: nu:ga nu: $\widehat{nt}cisai$. | そうだ。そうじゃないと 思うなら
家に 行け。
試験は どう なりますかね？
もう 一回 <u>来い</u> 。明日の朝。
どうしてですか？《実践：46》 |

²² ku:という形はまた、意志・勧誘形と同音なため、終助詞ja:が後接する場合は、命令形ではなく、意志・勧誘形としての使用である(命令の ci 形式とja:は共起しない)。

²³ 「かなり待遇度が低く、話し手と聞き手との間に年齢差がある場合や聞き手が目下である場合に用いられる」(仲原2014:p.139)。しかし、この説明は、 $ce:$ 形式にもあてはまるし、また、ku:waの場合はほとんど $ce:$ 形式に近い意味あいをもって普通に用いられる。やはり、現代首里方言では $ce:$ という形式の無さをku:waが埋めているのだと考える。また、「テーワ (te:wa)、おあがり。お食べ。老女が目下に「食べよ」という意をやや丁寧という語。普通の人はkame: (食べろ) という」(首里那覇音声データベース「テーワ」という記述もそのことを教えてくれる。ただし、詳細はさらなる調査が必要である。

- 42) A: t̃ɕu:ja d̃zukuɛn^lo:ja t̃ɕa: naibi:ga. 今日は 受験料は どう なりますか。
 B: t̃ɕa:n naransa. t̃ɕuke:n ʔndzæ:ka: どうも ならないよ。一回 出したら
 hikkuɛmiransa. ʔat̃ɕan mata mutt̃ɕi 戻らないよ。明日も また 持って
 ku:wa. 来い。《実践：46》
- 43) 'o:nu ʔi:t̃ɕike: 'jakutu ku:ndi ʔi:wa. 王の 言付け だから 来いと 言え。
 《那民：59》
- 44) ʔuwairumadi mat̃t̃ɕo:kiwa. 終わるまで 待っておけ。《沖会：99》

〈指示〉など

- 45) to: 'nna ɸe:ku kumaŋkai ku:wa. さあ みんな 早く ここに 来い。
 mi:nu kensa had̃zimi:ndo. 目の 検査 始めるぞ。《実践：48》
- 46) ɸu:saru muŋkara ʔirabiwa. 欲しい ものから 選べ。《大沖：82》

動詞の連用形（第一中止形）に、k^we:waが後接した命令文は、〈罵倒〉という話し手のマイナスの評価的な意味あいが付加わる。しかし、これも動詞k^wainのもつ語彙的な意味がそのような意味あいの付け加えを実現していて、waだけが実現しているわけではない。

- 47) A: ʔja: t̃ɕira: 'n:d̃zibuɕiko: ne:n. nama お前(の) 顔は 見たく ない。今
 ɕigu ʔndziti ʔit̃ɕi k^we:wa. すぐ 出て 行き やがれ。
 B: ʔu: ʔndziti ʔit̃ɕabi:sa. はい。出て 行きますよ。《調査》
- 48) ɕini k^we:wa. 死に やがれ。《調査》

3. 〈勧め〉

3.1 ɸe:形式の〈勧め〉

〈勧め〉の文は、聞き手に利益のあることとして、話し手が聞き手にある行為の実行を勧めたり、忠告・助言したりする文である。聞き手利益のある場面や文脈で、ɸe:形式とɕijo:形式のどちらも用いられるが、先述のように、ɸe:形式は伝えるニュアンスとして押しつけがましさを伴う。

- 49) ʔja:ja ɸuruɕiburu. na:ɸin bint̃ɕo:ɕe:. お前は 古頭²⁴。もっと 勉強しろ。
 《実践：14》

²⁴ ɸuru 古、t̃ɕiburu 頭。直訳。「時代遅れである」という意。

50) [日が暮れてから外出する男Bに対して、女Aが提灯を持っていくよう勧める]

A: habunde:nu 'uine: narammun ハブなどが いたら いけないから
 t̃co:t̃cin t̃cikiti ʔike:.
 提灯(を) つけて 行け。
 B: 'ikiganut̃ca:ga ʔunuat̃e: nu:n ʔaibiran. 男達が その位は 何でも ありません。

《全国：265》

51) [本に記録した歴史は後世までずっと残るから書くよう助言するA]

A: se:dzikandi ʔice: ʔit̃cidainakai 政治家と いうのは 一代で
 ʔarijaçiga hono: 'jujumande:
 あれだけど²⁵ 本は 未来永劫
 kuninu ʔaru ʔje:ka: (…)'jujumande: 国の ある 間は ずっと
 ʔja: munnudu nukuindo:ja:
 お前(の) 物として 残るんだよな。
 B: n:.
 うん。
 A: nama 'jasa. t̃cibati kake:.
 今 だぞ。頑張って 書け。《方談：352》

52) A: nama: kubaga:nt̃t̃cutu ʔirato:n. 今は 久場川の人と 付き合っている。
 B: ta:tanu hagit̃ciburu tamme:na:.
 多和田の はげ おやじか。
 'jo:so:ke:.
 よしておけ。
 A: nu:ga. nu:gana ʔairu surui.
 どうして? 何か あるの。《実践：33》

下記の用例も〈勧め〉の文であるが、聞き手がそれを望んでいない場合は、〈押しつけ・強要〉となる(村上1993:81)。ce:形式はもともと押しつけがましいニュアンスを持っているため、〈押しつけ・強要〉の場合には、ce:形式が用いられやすいのだろう。

53) [Aが人から貰ったダイヤの指輪をBに自慢して見せる]

A: ʔunu ʔi:binagi: ʔn:t̃cima: ʔe:
 daijandido: so:mun 'jae:sani. この 指輪 見てみ? ほら
 ダイヤだとよ。 本物 だろう?
 B: so:mun 'jasa. ʔuri handobagguñkai 本物 だよ。それ(を) ハンドバッグに
 ʔittina:.
 入れるのか。
 A: ʔançi ʔiri:ttukuro: ne:mmunnu. だって 入れる所が ないんだもの。
 B: ʔi:biŋkai nut̃çi ʔakke:.
 指に はめて 歩け。
 A: ʔungutu de:daka: ʔi:biŋkai nut̃çi こんな 高価な物 指に はめて
 ʔakkari:mi.
 歩けるか。《実践：34》

²⁵ 「一代であれだけど」というのはここでは「一代でダメになる」という意。

3.2 cimiso:re:形式の〈勧め〉

cimiso:re:形式を伴う〈勧め〉の文は、聞き手利益という条件に加えて、聞き手が社会的に上位にあるなど、社会的な制約なども条件に加わっている。次の二例では、男Bが知り合いの年上の男Aに対して配慮しながら、行為の実行を勧めている。

54) [Aが運動不足のようなので、BがAにゲートボールを勧める]

- A: ge:tobo:rundiꞩe: muꞩikasaru 'wadza ゲートボールってのは 難しい もの
'jae:sani. だろう？
B: ta:ganakara naramiso:re:. 誰かから 習ってください²⁶。《実践：14》

55) [Aが運動不足のようなので、BがAにゲートボールを勧める]

- A: 'wanne: ꞩꞩkacikara bukusanujo:. nu: 私は 昔から 不器用でね。何
ti:ꞩein naraju:sadu ꞩande:. ひとつも 身につかないんだよ。
B: ꞩca:n ne:ibiransa. te:ge:g^wa:du 'jaibi:ru. どうってこと ないですよ。適当ですから。
narati ꞩn:dzimiso:re:. 習って みてください²²。《実践：14》

cimiso:re:形式の〈勧め〉の文でも、聞き手が行為の実行を望んでいない場合は、〈押しつけ・強要〉となる。ꞩe:形式はもともと押しつけがましいニュアンスを含んでいる。

56) [腹が減ったという男Bに対して気を遣う女Aだが]

- A: ꞩunu ꞩubunnidziri: ꞩusagamiso:re:. この にぎり飯 召し上がれ。
B: nu:ga nu:ntꞩei 'wanne: ꞩuri 何が どうして 私が それ
kamandare: naraŋga. 食べなければ ならないか。
A: ꞩundzo: kissa 'ja:sanu ꞩuꞩigarande: 貴方 さっき お腹がすいて 仕方ないと
ꞩimiso:ranti:. おっしゃいませでした？
B: ꞩitꞩante:. 言ったよ。
A: ꞩaŋꞩe: 'ja:sa no:ꞩi 'jaibi:sa. それでは 空腹 凌ぎに ですよ。
B: 'wanne:jo: ꞩunu k^{wi}:ꞩe: kamannu:du 私はね 人が くれる物は 食べないん
'jande:. だよ。
A: ꞩuntꞩujo:na:. ꞩansuka bo:ꞩiri muni:ja なんて人。あまり 乱暴な 言い方は
cimiso:ranti:n 'jutasaibi:sa. しなさらなくても いいですよ。
'ja:sa so:te: ꞩikusa: naibirando:tai. お腹が すいては 戦は できませんよ。

²⁶ 「ください」という訳をあてているが、意識であり、依頼文ではない。直訳すると、「習いなされ」。

B: 'wanne: ʔikusa: ɕikammun. 私は 戦は 好きじゃないもの。
 A: ʔikusa ɕit̪ɕuru t̪ɕunu 'uibi:mi. munnu 戦 好きな 人が いますか。物の
 tatuidu 'jaibi:ru. ʔusagamiso:re:. 例え ですよ。召し上がれ。
 B: 'i:i. ɕimusa. いや。結構。《実践：47-48》

3.3 ɕijo:形式の〈勧め〉

ɕijo:形式の〈勧め〉の文は、ɕe:形式に比べて押しつけがましさが無い。聞き手のことをおもんばかりのような、聞き手に配慮した〈勧め〉の文となっている。

57) A: kʷatt̪ɕi:ɕci ʔndz̪it̪ɕa:biratai. ごちそうになって (もう) 行きます。
 B: ke:imi 'jo:nna: ʔikijo:. 帰るのか。ゆっくり 行けよ。
 A: ʔu:. はい。
 B: ʔmma: mit̪ɕin 'wassagutuja:. そこは 道も 悪いから。
 A: ʔu: はい。
 B: ʔanu: 'jo:nna: tu:rijo:. あの ゆっくり 通れよ。
 A: ʔu:. niɕe:de:birutai. はい。ありがとうございます。
 ʔance: ʔit̪ɕabirai:tai. それでは 行きますね。《全国：306-307》

ɕijo:の勧めの文のうち、文脈や場面設定に加えて、〈忠告・注意〉や〈励まし〉という意味合いが語彙的に固定されたものがある。例えば、次の用例でみる「注意しろ・気をつけろ」や「頑張れ」などがある(村上1993:82)。

58) [日が暮れてから外出する男Bに対して、女Aが提灯を持っていくよう勧める]
 A: habunde:nu 'uine: narammun ハブなどが いたら いけないから
 t̪ɕo:t̪ɕin t̪ɕikiti ʔike:. 提灯(を) つけて 行け。
 B: 'ikiganut̪ɕa:ga ʔunu'ate: nu:n ʔaibiran. 男達が その位は 何でも ありません。
 A: ʔuka:ɕiko:ne:ni. t̪ɕe:i ɕi:jo:. 危なくはないかね。注意 してね。
 B: ʔu: ʔu:. na: ʔit̪ɕabira. はいはい。もう 行きますね。《全国：277》

59) A: 'wanne: tut̪ɕi: mut̪ɕe: 'uibiranciga 私は 時計(を) 持って いませんが
 t̪ɕa: ɕe: 'jutasai:ga. どう すれば よろしいですか。
 B: ʔa: ʔure:jo: makate:. 'wan̪ga to:ndi ああ それはね マカテー。私が トー²⁷と

²⁷ 「トー」は、何かを始めるときや終わるときの表現・合図である。感動詞。

ʔisa. t̪ɛa:n ne:nsa. t̪ɛibarijo.

言うよ。どうってことないよ。頑張れよ。

《実践：46-47》

3.4 eimiso:rijo:形式の〈勧め〉

eiso:rijo:形式の〈勧め〉の文も、聞き手が年上だったり、社会的上位にある立場の者に向かって、聞き手を配慮しながら勧めるようなときに、用いられていた。

60) [年上の知り合いの中年男Aと若い青年Bの会話]

A: to: ʔance: ʔisud̪zi ʔike:. ʔit̪ɛitumiti さあ では 急いで 行け。引きとめて

guburi: nato:sa. ʔippe: niʔe:do:. ʔja:ga ごめんよ。本当に ありがとう。お前が

ʔi:rugutu ge:tobo:runde: ɛci ʔn:d̪zusa. 言うように ゲートボールでも して みるよ。

B: ʔancimiso:rijo:. ʔance: ʔnd̪zi t̪ɛa:bira. そうなさいませ。それじゃあ 失礼します。

《実践：14》

61) [道端での会話。あいさつのように用いる]

ʔumit̪ɛ: tatta t̪ɛu:kuru naibi:kutu

熱気は しだいに 強く なりますから

ʔo:d̪zin eimiso:rijo:.

用心 しなさいませ。《調査》

62) [雨が降った後で]

kuma: nandurusakutu ʔjo:nna:

ここは 滑るから ゆっくり

ʔat̪ɛimiso:rijo:.

お歩きなさいませ。《調査》

調査協力者によれば、聞き手が年上であったり、社会的な立場が上位であったりすることは、敬語表現を用いるおおきな理由になるが、実際の会話では、より複雑で、年下および対等の者や親しい者に対しても、上の二例のように敬語を用いることもあるという。例えば、知らない人やそれほど親しくない相手との会話の場合や、親しくてもまだ少し距離があり敬語を用いる関係であったりする場合などである。

4. 〈許可〉

〈許可〉の文は、話し手の関与（意向や希望の有無）という観点から、聞き手の行為の実行を許可したり、承認したりする機能をもつ（高木2009：109，村上1993：78）。つまり、さきに聞き手側（動作主体）から行為の実行についての意志が示されていて、それに対して命令文という形で返答することで〈許可・承認〉という意味あいを付け加えている。eijo:形式やeimiso:rijo:形式の使用例は見つからず、ɛe:形式が用いられやすい。尚、聞き手

B: ʔance: cikennu ʔuwati 'wanɡa kumakara ʔndziti ʔike: no:isa.	それじゃあ 試験が 終わって 俺が ここから 出て 行けば 治るさ。
A: ʔaibi:gaja:.	そうですかねえ。
B: ʔasa. ʔarandi ʔumaira: ʔa:kai ʔike:.	そう。じゃないと 思うなら 家に 行け。
A: cikeno: tca: naibi:gaja:.	試験は どう なりますかねえ。《実践：46》

4.2 ʔimiso:re:形式の〈許可－依頼〉

次の用例は、お年寄りの患者と看護師の会話である。看護師が自分よりも目上のお年寄りの患者に対して、ʔimiso:re:形式を伴った行為要求文を用いている。しかし、ここで「熱を測らせる」あるいは「熱を測るのを許可する」のは話し手ではなく、聞き手である。niŋci hakarasun（熱を測らせる）やna:ku turasun（脈をとらせる）などの使役表現が用いられることで、話し手がこれから行う動作の〈許可〉を聞き手に〈依頼〉するという意味あいに変化する。全く別の文に変わるというわけではなく、〈許可〉という意味あいを土台に使役という文法的な手続きを経て、〈依頼〉という意味あいが実現される。そして、〈許可－依頼〉の文では、聞き手の意志がさきを示されてなくてもよい（用例では聞き手がお年寄りのためʔimiso:re:形式が用いられているが、ʔimiso:re:形式に限らない）。

67) [話し手A: 看護師 → 聞き手B: お年寄り (患者)]

A: tciburunu ʔiŋig ^w a: ʔamussa:.	頭が 少し 痛むよ。
B: ʔance: niŋci hakaraʔimiso:re: (熱を測る)	それでは 熱(を) 測らせてください ²⁹ 。
niŋce: ʔansuka: ʔaraŋkutu na:ku turaʔimiso:re:.	熱は それ程でも ないので 脈(を) とらせてください ²³ 。《暮らし：86》

4.3 ʔimice:bire:形式の〈許可〉

次の用例では、家を訪ねてきた伯父に対して、門の近くにいた姪が家に入るよう〈許可〉している。伯父は親雲上^{ベーチン}身分のため、特別に丁寧な言葉遣いが必要なのであろう、ʔimice:bire:形式が用いられている。

68) [伯父 (池城親雲上^{イチグシクベーチン}) が怒りをあらわにしてあらわれる。マカトゥーはBの母親 (会話ではCのこと)]

²⁹ 「ください」という訳をあてているが、意識であり、依頼文ではない。直訳すると、それぞれ「測らせなされ」「とらせなされ」である。

A: kuma ʔitta: makatu:ja 'urani.	おい お前達(の) マカトゥーは いないか。
B: tame:tai ʔimice:bire:.	伯父様 <u>お入りください。</u>
C: ʔuntɕu:tai mence:bi:ti:.	伯父様 いらっしゃったのですか。

《芝居：554》

次の用例も、行為の実行がさきに聞き手から示されているため〈許可〉の文である。次の用例をみるとやはりce:形式が〈許可〉の文で用いられやすいことを示している。要求文のときには、cimice:birijo:形式が用いられているのと対照的だからである（波線部）。

69) [那覇に仕事で行くと言う夫Aと妻Bの会話。何時に帰ってくるのか尋ねる妻B]

A: denkinu 'ju:irie: ke:tiɕu:n.	電気の つく頃に 帰ってくる。
B: ʔance: bo:dza: 'i:rimun ko:ti mence:birijo: ʔiɕiban kica: maciso:ibi:kutu.	それでは 子供の 玩具(を) <u>買って</u> <u>いらっしゃい。</u> 一番 汽車が 好きですから。
A: ʔn:, ʔn:.	うん うん。
B: ʔance: he:saru ʔutɕini ke:ti mence:birijo:ja:.	それでは <u>早い 内に 帰って</u> <u>いらっしゃいね。</u>
A: ʔn:, ʔn:.	うん うん。
B: to: ʔance: ʔndzimice:bire:.	さあ それでは <u>いってらっしゃいませ。</u>
A: ʔo:, ʔo: ʔance ʔndziku:.	うん うん。それじゃ 行ってくる。

《全国：281》

4.4 cimice:biri形式の〈許可〉

cimice:biri形式の〈許可〉の文が一例だけみつかった。したがって、cijo:形式や cimiso:rijo:形式の〈許可〉の文も理論上ありえると思われるため、用例の収集は今後の課題である。

70) [話し手A: 王様の臣下 → 聞き手B: お姫様]

A: ta: 'jaibi:ga.	誰 ですか!?(怒った調子で)
B: niraikanainu kunikara gudzira'o:samanu ʔumime: ci:ga 'ju:irijabitan.	ニライカナイの 国から グジラ王様の お見舞い(を) しに 参りました。
A: kure: na: guburi: naibiti cidigaɸu:na kutu de:biru. ʔimice:biri.	これは もう 失礼 しまして ありがたい 事で ございます。 <u>お入りなさいませ。</u>

C: gudzira'o:samanu ʔambe:ja t̄ca: ʔjamice:bi:ga.	グジラ王様の 調子は いかが でしょうか。《猿》
--	-----------------------------

次の用例は、〈許可〉というより、あい手の要求に対して〈承諾〉するような文である。〈許可〉の文では、要求よりさきにあい手（動作主体）の方からその行為を実行する意志が示されているが、〈承諾〉の文では、逆に、要求がさきにあり、要求内容と同等の内容を動作主体が繰り返すことで〈承諾〉という意味あいを付け加えている。

- | | |
|---|--|
| 71) A: kunu 'warabinu φuduφudu nati (…)
ʔujakunu nanui suru t̄ciwanu
su:kunu cinatuɕci kuridake: mutt̄ci
ʔndzi turaçi. | この 子が 大きく なって
親子の 名乗り(を) する 時の
証拠の 品として これだけは 持って
行って くれ。 |
| B: kunu kugatanadake: kataminu
cinatuɕci ʔutabimice:biri. | この 小刀だけは 形見の
品として <u>ちょうだいませ</u> 。《芝居：630》 |

5. 〈勧誘〉

命令文というのは、基本、聞き手が主語となり、動作主体となる。しかし、次の用例のように、'nnacci（みんな）などを伴って、行為の実行に話し手が参与するような命令文³⁰は、機能的に、もはや〈命令〉から〈勧誘〉に移行している。

- | | |
|---|---|
| 72) A: nu:gana 'i: kange:ja ne:raŋgaja:
B: to: 'nnacci t̄ciburu <u>migurace:</u> . | 何か 良い 考えは ないかなあ。
さあ みんなで 頭(を) <u>回せ</u> 。《猿》 |
|---|---|

6. 〈願い〉

はたらきかける対象、つまり動作主体が意志をもたない無情物の場合や、その対象に対して直接はたらきかけることが困難な場合、その文は話し手のただの〈願い〉を表す文となる。

- | | |
|--|-------------------------------------|
| 73) [粟国島の民話。欲しい物を何でも出してくれるという白に塩を出してくれるようお
願いしたが、塩が出るのが止まらなくなって]
kunu 'jana ʔu:ɕe: tumare:.
ta:gana taçikiti k ^w imiso:ri. | この <u>バカ 白は 生まれ!</u>
誰か 助けて 下さい! |
|--|-------------------------------------|

³⁰ ここでいう命令文は、形態上のことで、述語に命令形を含む文を表す。

tumiti k^wimiso:ri.

止めて 下さい！《大沖：86》

74) [テレビで競馬中継を見ていて]

ʔike:. ʔike:.

行け！ 行け！

7. 〈非難〉

〈非難〉という用語や定義は高木（2009）から引用したものである。〈非難〉は、出来事が終わって後、つまり、命令の実行がすでに不可能な場面で、命令表現を用いて聞き手に対して注意したり、非難したりすることを指す³¹。「行為が行われなかったことに対する話し手のマイナス評価（非難）」を表しているため、機能的にはもはや命令文というよりも評価文と言った方がよい。こちらでも諭すように言う場合は*ei*jo:形式を用い、話し手が怒っていたり、きつめに注意する場合は*ce*:形式を用いる。

75) [公演中に私語をしていたが、その場では注意できなかったので、公演後に呼び出す]

tʃunu hanaci suruba:ne: 'ju: tʃikijo: 人が 話(を) する時は よく 聞けよ↓

76) tʃunu hanaci suruba:ne: 'ju: tʃike: 人が 話(を) する時は よく 聞け。

《調査》

8. *ce*:ja:, *ei*jo:ja:の文のモダリティ

ce:ja:や*ei*jo:ja:の文は用例が少なく、ja:の文の分析も不十分なため、全体的に分析が貧弱ではあるが、批判を恐れずに言うならば、終助詞ja:には、聞き手に同意あるいは承諾を求めるというはたらきがあり（崎原2016）、話し手が提示した命令行為に対して聞き手の同意や承諾を求めるような意味あいを付け加える（仮にこの意味あいを〈同意〉と呼ぶ）。同時に、話し手は聞き手が当然〈同意〉するだろうという態度で文を述べるため、結果として、〈念押し〉という意味あいを表す。ただし、次にみるように*ce*:ja:と*ei*jo:の表す〈念押し〉は若干異なる。

ce:ja:形式を伴う命令文が用いられる背景として、一度、聞き手に話し手の望みが伝えられているという文脈が必要である。それにも関わらず、話し手が行為の実行を渋ったり、迷ったりしているため、話し手は行為の実行をもう一度〈念押し〉し、聞き手に同意を得てもらおうというような意図が、下記の用例から感じられる。

次の*ce*:の文のモダリティは〈命令〉である。〈命令〉にja:の意味あいが付け加わること

³¹ 「違反矯正の機会をすでに逃してしまっているのにもかかわらず、命令表現が用いられることがある。もはや違反を矯正しようのない段階におけるこのような表現は、行為が行われなかったことに対する話し手のマイナス評価（非難）を表す」（高木2009：110）。

によって、その命令行為の同意・承諾を聞き手に求める文となり、結果として、動作の実行を〈念押し〉する。

77) [首里には行かないとダダをこねる孫に対して祖母が]

suĩŋkai ʔiŋci:ne: ʔja:garu rakun sundo:	首里に 行けば お前が 楽も するんだよ。
ʔane, mainu ʔubunun ŋuɸa:ra kari,	ほら、白の ご飯も 腹一杯 食べて、
ŋurasaru ʔiɸo:n ʔuŋikasabi kasabi	綺麗な 衣装も 沢山 重ねて
ʔja:garu ŋci:ndo: ʔjagutu ta:ri:tu	お前が 着るんだよ。だから、父上と
madʒun suikai ʔike:ja:.	一緒に 首里に <u>行きなさい</u> ね。《芝居：590》

次のce:の文のモダリティは、4.2 「cimiso:re:形式の〈許可－依頼〉」で紹介した使役表現を含んだ〈許可〉の文である。一度依頼した内容について、再度、聞き手の同意を得ようと〈念押し〉している。

78) [男の子が生まれたら連れにくるという約束だったので]

A: ŋcu: kançi mi:tunda ŋcaçiru	今日 こうして 夫婦で 来たのは
ʔmmaritaru ʔwarabinu ʔikigang ^w anʔi	生れた 子どもが 男の子だと
ʔiŋci ŋciŋagutu so:iga ŋcan.	言って 聞いたので 連れに 来た。
biru:, <u>so:ratçi turace:ja:.</u>	ビルー、 <u>連れさせてくれよ</u> な。
B: tari, satunuçi. kunu ʔwarabe:	あの、旦那様。この 子どもは
namamadi du:i do:rin ʔwanni	今まで 通り どうか 私に
sudatiraçimiti k ^w imiso:ri.	育てさせてください。《芝居：586》

一方、çijo:ja:形式を伴う命令文は、事前に行為の実行を〈念押し〉する文となる。つまり、話し手が聞き手に望む動作を事前に伝え、同意・承諾を得るかたちで、動作の実行を〈念押し〉する。禁止命令文なら、その行為をしないように同意・承諾を得ながら〈念押し〉する。

79) sari ʔwaka:dʒinume: ʔwanğa kunu ɸino:	さあ 若按司様 私が この 辺の
banti so:ŋcabi:gutu nu:n ŋçigake:ja	番人(を) しておきますので 何も 心配は
çimiso:raŋgutu ʔju:ju:tu hanaçimunugatai	なさらずに ゆっくりと お話
çimice:biri. to: ŋçiru: ʔumukuto: ʔin[ɸo:	なさいませ。さあ チルー 思う事 遠慮
saŋgutu ʔunnukirijo:ja:.	しないで <u>申し上げるんだぞ</u> 。《芝居：620》

- 80) A: to:. ꞑance: 'wa:ga ꞑisudzo:ru 'waki よし それでは 私が 急いでいる 訳(を)
 ꞑitꞑi ꞑcikasusa. 言って 聞かすさ。
 B: ꞑu:. to:tai. ꞑikatꞑi k'wimice:bire:. はい さあ 聞かせて 下さいませ。
 A: ꞑaja:jo:. 'wararaꞑkijo:ja:. 母さん 笑うなよな。
 B: 'waraibiransa. nu:ntꞑi 'wanga 笑いませんよ。どうして 私が
 'waraibi:gatai. 笑うのですか。《実践：30》

このように、それぞれのモダリティを〈再度念押し〉と〈事前念押し〉というように分けるのも可能だろうが、さらなる詳細な分析が必要なため、現段階では、ふたつとも〈念押し〉というひとつのカテゴリーに位置づけた。

9. まとめ

以上、首里方言の命令形 ce 、 ci 、 $cijo$ 、 wa のよっつの形式を述語に含む文のモダリティについて明らかにしたことを記述した。

ce :形式は、命令文の述語に頻繁に用いられる形式であり、機能的にも、一方的で強制力のある命令文で用いられるため、首里方言の命令形として最も基本となる形式として位置づけられる。 $cijo$:形式は、やさしく諭すように言いつける場合など、聞き手に配慮した命令文で用いられる他、その機能的な特徴から、聞き手利益のある〈勧め〉の文で用いられやすい。ただし、〈許可〉の文は、 ce :形式が主に用いられる。 ci 形式は、現代首里方言では、古風な印象を与える表現なので、芝居で用いられる他、ことわざや引用文にあらわれる。 wa 形式は、主に不規則動詞の ce :形式の代わりとして用いられるほか、「上から物を言う」という態度で命令文を聞き手に伝えるという通達的なはたらきがある。

$mice:n$ の命令形を伴った文は、主に聞き手が年上か、話し手よりも社会的・文化的に上位の立場の者に対して用いられる。〈丁寧な要求・促し〉を表すほか、〈勧め〉や〈許可〉の文も表せる。

また、動作主体が話し手にも及ぶ出来事の場合、〈勧誘〉という意味あいを表したり、動作主体が無情物など、直接はたらきかけることができない場合は、ただの〈願い〉を表すなど、動作主体が文のモダリティに関与する。はたらきかける場面が終了している時点での命令文は、もはや要求文として機能せず、話し手の聞き手に対するマイナスの評価を表す〈非難〉の文となる。

尚、日本語の「しろよ↑」や「しろよ↓」のようなイントネーションによるモダリティのさしわけは首里方言にはない。

表2 ce:、ci、cijo:、wa形式のモダリティの諸相

強制	利益性		機能	形式	付加された機能	形式	
強 ↑ ↓ 弱	話し手利益あり	聞き手不利益	〈強制〉	ce:、ci (古)、wa	+〈罵倒〉	ci k ^w e:wa	
		聞き手利益 ニュートラル	〈指示1〉	ce:、ci (古)、wa	+〈同意=念押し〉	ce:ja:	
			〈要求〉	〈違反矯正〉	厳しくce: やさしくcijo:	—	—
				〈指示2〉	cijo:	+〈同意=念押し〉	cijo:ja:
	話し手利益 ニュートラル	〈丁寧な要求・促し〉	cimiso:re: cimiso:rijo: cimice:bire: cimice:biri cimice:birijo:	—	—		
		〈招待〉	cijo:	—	—		
—	話し手・聞き手利益あり		〈勧誘〉	ce: ³²	—	—	
	話し手利益 ニュートラル	聞き手利益あり	〈勧め〉	ce: cimiso:re: cijo: cimiso:rijo: (cimice:bire:) (cimice:birijo:)	—	—	
				〈許可〉	主にce: cimiso:re: cimice:bire:	—	—
	(出来事終了後)		〈非難〉	厳しくce: やさしくcijo:	—	—	

【用例の典拠】

《方談》 国立国語研究所編 (1985) 『方言談話資料(8)－老年層と若年層との会話－』

《方談10》 国立国語研究所編 (1987) 『方言談話資料(10)－場面設定の対話その2－』 国立国語研究所資料集10-10

³² 勧誘の文は用例が一例しかなく、cijo:形式等も用いられる可能性がある。その詳細については今後の課題である。

- 《大沖》 「大好き沖縄」編集部編 (2006)『大好き沖縄』第33号
- 《猿》 玉那覇朝子訳『猿の生肝』(芝居脚本)
- 《沖会》 中松竹雄 (2000)『沖縄語会話』沖縄言語文化研究所
- 《那民》 那覇市教育委員会 (1982)『那覇の民話資料』第4集 (首里地区)
- 《芝居》 那覇市教育委員会・沖縄言語研究センター (1994)『沖縄芝居脚本集第2巻：那覇の方言—那覇市方言記録保存調査報告書IV』
- 《入門》 西岡敏・仲原穰 (2000)『沖縄語の入門—たのしいウチナーグチー』白水社
- 《全国》 日本放送協会編 (1972)『全国方言資料』第10巻 琉球編I, 日本放送出版協会
- 《実践》 又吉元亮 (1997)『実践首里語テキスト』純スイ会
- 《暮らし》 宮里朝光・小那覇全人・崎濱秀平・宮良信詳 (2006)『沖縄ぬ暮らしとう昔話』
沖縄語普及協議会
- 《調査》 面接調査・80代男性, 首里平良町出身

【参考／引用文献】

- かりまたしげひさ (2016)「沖縄名護市幸喜方言の終助詞とモダリティ」『琉球アジア文化論集』第2号 (別冊)。
- 酒井雅史 (2012)「兵庫神戸市方言における命令表現」『阪大社会言語学研究ノート第10号』大阪大学大学院文学研究科社会言語学研究室, 18-29。
- 崎原正志 (2015)『首里方言の終助詞do、jo、te、ja。』(修士論文)。
- 崎原正志 (2016)「沖縄首里方言の確認要求文—raja:, ce:ja:, ce:の文を対象として—」(未発表論文)。
- 首里那覇方言音声データベース (<http://ryukyu-lang.lib.u-ryukyu.ac.jp/srnh/index.html>)。
- 高木千恵 (2009)「命令表現」『方言文法調査ガイドブック3』国立国語研究所全国方言調査委員会編。
- 仲原穰 (2014)「要地方言の活用体系記述 沖縄県那覇市首里方言」『全国方言文法辞典資料集(2) 活用体系』方言文法研究会編, 2009-2013年度 科学研究費補助金 基盤研究 (B)「日本語諸方言の文法を総合的に記述する『全国方言文法辞典』の作成とウェブ版の構築」(課題番号: 21320086・研究代表者: 日高水穂) 研究成果報告書, pp.135-145 (Retrieved from: http://hougen.sakura.ne.jp/shuppan/2014/16_135.pdf)。
- 那覇市企画部市史編集室編 (1979)『那覇市史資料編』第2巻中の7 (那覇の民俗), 那覇。
- 宮崎和人・安達太郎・野田春美・高梨信乃 (2002)『新日本語文法選書4 モダリティ』くろしお出版, 東京。
- 村上三寿 (1993)「命令文—しろ, しなさい—」『ことばの科学6』pp. 67-115, むぎ書房, 東京。